

計 画 書

東播都市計画地区計画の決定 [明石市決定]

都市計画松が丘5丁目地区地区計画を次のように決定する。

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 名 称 | 松が丘5丁目地区地区計画 | |
| 位 置 | 明石市松が丘5丁目の一部 | |
| 面 積 | 約2.2ha | |
| 地区計画の 目 標 | <p>本地区は、明石市と神戸市にまたがる明石舞子団地の南西端部に位置する。</p> <p>本計画は、戸建住宅の開発事業により形成される住宅市街地について、地域特性に応じた建築物を誘導するとともに、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、「良好かつ持続可能で明舞らしい住環境の創出と維持」に資することを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・ 開発及び保全に 関する方針 | 土 地 利 用 の 方 針 | 周辺の閑静な住環境を継承し、緑豊かで美しいまちなみと安心安全な市街地環境を創出する土地利用を図る。 |
| | 地 区 施 設 の 整 備 の 方 針 | 開発事業により整備される道路や公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努める。 |
| | 建 築 物 等 の 整 備 の 方 針 | 周辺住宅地の景観や住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある市街地環境が形成されるように、建築物等の規制、誘導を図る。 |

| | | | |
|--------|------------|------------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1) 戸建専用住宅</p> <p>2) 自治会等の自治活動の目的の用に供するための集会所その他これに類する建築物</p> <p>3) 上記の建築物に附属するもの。</p> |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 130平方メートル |
| | | 建築物等の形態若しくは意匠の制限 | <p>屋根、外壁等の形態及び色彩は、周辺環境との調和に配慮し、良好な住環境にふさわしい落ちついたものとする。</p> |

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

本地区は、明石市都市計画マスタープランにおいて位置付けている、地区計画推進地区（おおむね1ヘクタール以上の戸建て住宅の用に供する開発が行われる地区）の規模を有している。

こうしたことから、開発事業により新たに形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、より良い住宅市街地の維持・保全を図るため、地区計画を決定する。